

## 年金額改定通知書・年金振込通知書のご案内

年金額改定通知書・年金振込通知書をお送りいたします。

- 年金額改定通知書・・・令和6年4月分以降の年金額が、賃金や物価の変動により改定されたお知らせ
- 年金振込通知書・・・銀行口座等へ振込する年金額のお知らせ

※右のマークは音声コードです。  
このお知らせに関する内容を  
音声で聞くことができます。

音声コード

## 通知書に関するお問い合わせについて

### 《改定／振込通知書相談チャットでのお問い合わせ》

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「改定／振込通知書相談チャット」を開設しています。（24時間対応）

二次元  
コード

相談チャット

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

- 年金に関する一般的なお問い合わせについては、日本年金機構ホームページの「年金Q&A」をご覧ください。

二次元  
コード

年金Q&A

<https://www.nenkin.go.jp/faq/index.html>

### 《電話でのお問い合わせ》



ねんきんダイヤル  
0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は、  
(東京) 03-6700-1165

受付  
時間

月曜日	午前8:30～午後7:00
火～金曜日	午前8:30～午後5:15
第2土曜日	午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は午後7:00まで。  
※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※週の前半やお手元に通知書が届いてから5日間程度は、電話が非常に混雑します。

## あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で！

- スマートフォンやパソコンから、年金記録の確認、年金振込通知書等の確認や再交付申請、扶養親族等申告書の提出等ができます。
- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからアクセスすることができます。
- 詳しくは、「ねんきんネット」で検索してください。

### 《ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があると思われる方へ》

- お客様の新たな記録が見つかり、年金額が増える可能性があります。
- お心当たりのある方は、お近くの年金事務所へご相談ください。

## 令和6年公的年金等からの所得税・個人住民税の定額減税

- 課税対象となる老齢年金をお受け取りされている方は、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税が実施されます。
- 所得税は、6月に支払われる年金の源泉徴収税額から、受給者本人及び扶養親族等1人につき3万円が控除されます。
- 個人住民税は、10月に支払われる年金で特別徴収される税額から、受給者本人及び扶養親族等1人につき1万円が控除されます。
- 控除しきれない金額は以後の年金のお支払いの際に順次控除されます。また、確定申告により最終的な減税額との精算がされます。
- 減税の詳細は、所得税は国税庁ホームページ、個人住民税はお住まいの市区町村ホームページ等にてご確認ください。